

○ 個人向け個人向け債券の発行等に関する省令（平成十四年六月二日）第四条第十四項の規定に基づき、平成二十七年七月十五日に発行した個人向け国債の発行等に関する省令（平成二十四年八月七日）（第六十八号）（第六十五回）に定めた個人向け利付国庫債券（変動・

財務大臣 麻生 太郎

三 二 一
用 振 の 法 発 号 名
替 替 条 律 行 称 及 び 記
法 的 及 び 根 拠

六 五 四
振 替 最 發 号 名
額 低 行 称 及 び 記
替 単 額
額 面 金

十九八七
の第適初發發
利二用期行行
子期利利価日
の以率子格
適後の

子年額平する額の振替
計算期當●面成二十七。記載の整數倍の記録によ
間開始日利・金額で記録は、最
前に行期百圓にセント百圓
行われた利

一七額の振替機関は日本銀行とする。
五百九十三億四千円
三百九十九万円
十九万円
八十九万円
八十九万円
八十九万円
一百八十九万円
一萬円
個人向け利付國庫債券（変動・
特別会計に関する法律（平成二十
九年法律第二十三号）第四十六
年法律（第六十三回）
社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）。
以下「振替法」という。）の規
定の適用を受けるものとし、そ
の振替法による振替口座簿によ
る最低額面金とし、その規

中途換金の取扱い

(一) 式 次 う 中途換金の買取りは、平成二十一年七月十五日以後において、買取額と算する。この区分に応じ、その買取額と算する。

$$\text{払額} = \frac{\text{支払期に支払われた利子}}{100} + \frac{\text{支払期に支払われた利子} \times \frac{79.685}{100}}{100}$$

する生に第る個入にてとし、その端数、が生じた場合に相当する金額は、受入経過利子による金額、受入経過利子に相当する金額は、受入経過利子に相当する金額)

するし規六省人経はとし、その端数、が生じた場合に相当する金額は、受入経過利子による金額、受入経過利子に相当する金額は、受入経過利子に相当する金額)

額面金額 × $\frac{0.30}{100}$

初期利子支払期の 6 カ月前の日

から発行日までの日数

365

(二) 平成二十九年一月十五日以後の場合
額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ 支払われた利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$)

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十三号）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法（平成二十五条号）第三条の四第一項に規定する正規の受益者と同一の相続税法（平成二十五年法律第十一号）第二百五十二条の法律（地主はそのとおり）、九十六号（扶養信託契約の受益者を含む者）又は当該市町村（扶養信託契約の受益者を含む者）の場合は、そのとおり）

指定期定二種別都市にあつては、昭和二年法律第百五十二条の規定による正規の扶養信託契約の受益者を含む者は、そのとおり）

(二) 日本銀行による本支所に相当する額の面金額 - (受入経過利子に相当する金額 - 初期利子に相当する金額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額 + 経過利子に相当する額の面金額 - (受入経過利子に相当する金額 - 初期利子に相当する金額) × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 = 平成二十八年七月十五日までの間の場合は、平成二十八年七月十五日から昭和二年に相当する金額が買取られることとされる。請求する金額は、前記の算式次第で算出された金額と同一である。